

建築主の皆様へのお願い

武蔵野市では、「武蔵野市生活安全条例」及び「同施行規則」（平成14年10月1日施行）にもとづき、武蔵野市内で新たに建物を建てようとする場合、建築主の皆様と同建物の「犯罪を予防するために必要な措置と認められる設備の設置」に関して警視庁武蔵野警察署長との協議をいただいています。具体的には、防犯カメラの設置や施錠設備の強化についてです。

このお願いは、市の条例に基づくもので、建築基準上の要請に基づくものではありません。しかしながら、市民生活を脅かす犯罪等の増加などにより、市民の安全に対する要望は益々高まっており、市は、市民及び関係機関と協力して安全なまちをつくることを目指すために、この条例を制定しています。建築主の皆様にもこの条例の趣旨をご理解いただき、犯罪予防の専門的知識を有する警察との協議を通じて、市民生活の安全の向上にご協力いただきますようお願い申し上げます。

尚、協議にあたり別紙「建築物に関する協議申出書」に必要事項を記入のうえ、武蔵野警察署防犯係に事前にご連絡していただくようお願いいたします。

協議先

東京都武蔵野市中町2丁目1番2号
警視庁武蔵野警察署生活安全課防犯係
電話 0422-55-0110（代表）

必要書類

- ①「建築物に関する協議申出書（確認書）」・・・正本：1部 副本：2部（コピー）
 - ※1 書式は武蔵野市役所安全対策課窓口で配布します。
 - ※2 協議終了後、副本2部のうち1部は武蔵野市役所安全対策課へ提出してください。
- ②防犯設備の設置予定状況がわかる図面等・・・1部（コピー）

◎ この「お願い」に関するお問合せ先は

武蔵野市役所安全対策課 電話：0422-60-1916（課直通）

【条例及び規則抜粋】

武蔵野市生活安全条例

（事業者等の責務）

第4条 市の区域内で事業を営む者又は市の区域内の土地若しくは建物を所有し、占有し、若しくは管理する者は、当該施設を利用する者の安全に配慮し、犯罪を予防するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、第2条第1項の施策の実施に協力するものとする。

武蔵野市生活安全条例施行規則

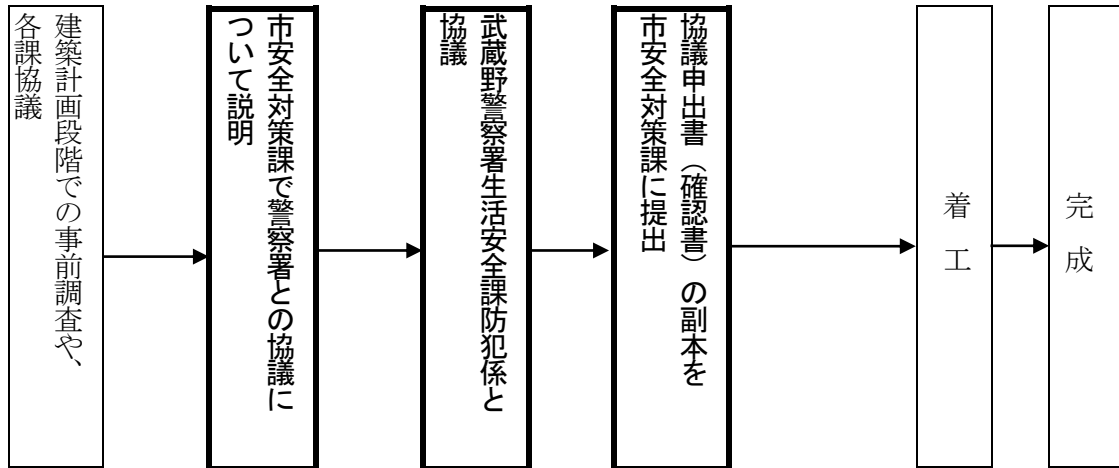
（建築主に対する指導）

第2条 市長は、条例第4条に規定する事業者等及び新たに市の区域内で建物を建築しようとする者が次に掲げる建物について建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認の申請をしようとするときは、その者に対し、当該建物における犯罪を予防するために必要な設備の設置に関して、武蔵野警察署長と協議するよう指導するものとする。

- (1) 戸数が15戸以上の共同住宅
- (2) 百貨店、マーケット、コンビニエンスストア等の物品販売業を営む店舗
- (3) 旅館又はホテル等の宿泊施設
- (4) パチンコ店、ゲームセンター又はボーリング場等の遊技場
- (5) 劇場、映画館又は演芸場等の観覧施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する建物

武蔵野市生活安全条例に基づく「建築物に関する協議申出書」の流れ

1. 業者（建築主）側の基本的な流れ



2. 関係書類の流れ

